

働き方改革支援補助金2024

(令和5年度 補正予算探究的な学びに資する民間サービス等利活用促進事業費補助金)

よくある質問：学校等設置者/学校等教育委員会向け

【詳細については「働き方改革支援補助金公募要領（別紙含む）」を必ずご確認ください】

- 質問1： 本補助金を活用して学校活動支援サービスの導入を検討しているが、事業者選定の手順等を教えてください。
- 質問2： 導入先の学校等教育機関の設置形態等に応じて異なると聞いたので手続きや申請方法等が知りたい。
- 質問3： 学校等設置者又は学校等教育機関が提出する書類等がありますか。
- 質問4： 本補助金を活用した場合、今年度は無償で学校活動支援サービスを導入できますか。
- 質問5： 今年度は本補助金を活用して学校活動支援サービスを活用したが、来年度以降は継続しないという判断でも問題ないでしょうか。
- 質問6： 本補助金の補助対象事業となる実証現場（学校等）について知りたい。

質問 1 : 本補助金を活用して学校活動支援サービスの導入を検討しているが、事業者選定の手順等を教えてください。

回答 1 : 手順① ホームページにて公開予定の「採択事業者一覧」から、導入したいサービスを扱っている学校活動支援事業者を選定する。

手順② 候補となる学校活動支援事業者に対し、サービスの活用方針を踏まえ、本事業での活用についての連携を打診

手順③ 本事業への申請を前提に、学校活動支援サービスの導入・利用に関する計画の策定。

※ 必ず、申請者となる学校活動支援事業者と連携し、計画の検討・策定を行ってください。

質問 2 : 導入先の学校等教育機関の設置形態等に応じて異なると聞いたので手続きや申請方法等が知りたい。

回答 2 : 申請者となる学校活動支援事業者と連携して、本事業への申請を前提に学校活動支援サービスの導入・利用に関する計画を検討し策定を行ってください。導入先の学校等の設置形態等に応じて、下記の通り申請手続きが異なります。

・ **タイプ① : 学校等設置者が自治体で、学校等教育機関が小学校、中学校、高等学校の場合**

※自治体（都道府県、市区町村、一部事務組合）が取りまとめて、学校活動支援事業者が申請を行う

※申請時には、自治体単位の導入計画（自治体が入力）の提出を必須とする

※学校等設置者の担当者が、事務局発行 ID・パスワードを使って、申請情報の一部を入力

・ **タイプ② : 学校等設置者が自治体で、学校等教育機関が、県立高等学校、市区町村立高等学校、組合立高等学校の場合**

※自治体（都道府県、市区町村、一部事務組合）では取りまとめずに、学校ごとに学校活動支援事業者が申請を行う

※申請時には、学校単位の導入計画の提出を必須とするが、タイプ①で求められる自治体単位の導入計画は不要

※ただし、本タイプにおいても自治体との連携は必須となるため、書面（事務局指定様式）により本事業への学校等設置者の意向確認を行う

・ **タイプ③ : タイプ①②以外の学校等設置者、学校等教育機関（私立学校や国立学校、フリースクール等）の場合**

※学校等教育機関ごとに学校活動支援事業者が申請を行う

※申請時には、学校単位の導入計画の提出が必須要件となる

質問 3 : 学校等設置者又は学校等教育機関が提出する書類等がありますか。

回答 3 : タイプ②③については、事務局指定様式（導入検討用見積り（兼）事業内容確認書）の提出が必要です。

・タイプ② : 学校等設置者からの確認を得て、課長等管理職以上の記名での提出が必須

・タイプ③ : 学校等設置者からの確認を得ることが望ましいが、学校等設置者からの承認を得ることができない場合は、学校等教育機関からの確認を得て、学校長の記名の上での提出が必須

質問 4 : 本補助金を活用した場合、今年度は無償で学校活動支援サービスを導入できますか。

回答 4 : 本補助金を活用した場合、学校等設置者及び学校等教育機関は、令和 6 年度（2024年度）の対象期間中、無償で学校活動支援サービスを導入・利用できます。なお、補助金の活用にあたり令和7年度（2025年度）以降、学校活動支援サービスを有償で導入するための導入・資金計画等をご検討いただく必要があります。

質問 5 : 今年度は本補助金を活用して学校活動支援サービスを活用したが、来年度以降は継続しないという判断でも問題ないでしょうか。

回答 5 : 来年度以降もサービス利用を継続する場合は有償での実施となります。今年度事業を踏まえ来年度以降、継続しないという判断でも問題ございません。

質問 6 : 本補助金の補助対象事業となる実証現場（学校等）について知りたい。

回答 6 : 本補助金の補助対象となる学校等教育機関は、下記となっております。

・学校教育法第一条に定める学校（ただし、幼稚園及び大学を除く）

・高等専修学校

・教育支援センター（適応指導教室）

・下記の基準を満たすフリースクール

① 不登校児童・生徒に対する学習支援・指導・相談を主たる目的とし、補助金交付申請時点までに 2 年以上の活動実績があること。

② 児童・生徒の在籍校との間に十分な連絡体制が構築されていること。

③ 複数世帯の児童・生徒（小、中学生）を受け入れていること。